

川下地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、川下地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、川下地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに川下地区のまちづくり計画の実現に向けた活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくり計画の実現に向けた活動及び川下地区住民の合意形成を図る
- (2) まちづくりに係る各種行事の企画及び実施
- (3) まちづくりの推進に係る広報及び意見収集
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、協議会の目的を理解し、協議会が行う事業に取り組む意思のある者で、川下地区の居住者並びに川下地区で事業を営んでいる者及び幹事会が認める者とする。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者もしくは協議会を退会しようとする者は会長に届け出るものとする。

但し、会員として活動の継続が困難となった場合は、幹事会の承認を以って退会とすることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名

- (4) 事務局長 1 名
- (5) 事務局次長 若干名
- (6) 書記 1 名
- (7) 会計 1 名
- (8) 監事 2 名

(役員の職務)

第 7 条 会長は、協議会を代表し、協議会の活動を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の活動を円滑に運営するための事務を行う。
- 4 事務局長は、協議会の事務運営を総括する。
- 5 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。
- 6 書記は、第 11 条に規定する総会及び第 12 条に規定する幹事会の会議録等を作成する。
- 7 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(役員の選出)

第 8 条 会長、副会長、幹事、事務局長、事務局次長、監事は、第 11 条に規定する総会において会員互選により、これらを定める。

- 2 書記、会計は、幹事の中から互選により選出する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 10 条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局会議
- (4) 部会

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、会員の2分の1以上が出席することによって成立する。ただし、会員がやむを得ない理由により出席できない場合は、他の会員に権限を委任することができ、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

4 総会における議決は出席者の2分の1以上の賛成による。賛否同数の場合は、第6項に規定する議長がこれを決する。

5 総会は、次の事項を協議する。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) 第8条第1項の規定に基づく役員の選出に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他協議会が第2条の目的を達成するための基本事項に関すること。

6 前項の協議の議事を行うに当たっては、総会開催時に、総会出席会員の互選により、議長を選任するものとする。

7 議長は、第5項の協議に係る議事を司る。

(幹事会)

第12条 幹事会は、会長、副会長、幹事、事務局長、事務局次長により構成する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事会は、総会議案を策定、部会発足を決定するとともに、協議会の運営について協議する。

4 前条第3項及び第4項の規定は、幹事会の開催について、「総会」を「幹事会」と、また、「会員」を「第1項に規定する幹事会構成員」と読み替えて準用する。

5 幹事会の議長は、原則として会長とする。

6 幹事会で協議を行うに当たって、第1項に規定する幹事会構成員以外の会員の出席が必要な場合は、会長は、当該会員に対し、幹事会への出席を求めることができるものとする。

(事務局会議)

第13条 協議会の事務全般を行うため、事務局長、事務局次長、書記、会計からなる事務局を置く。

- 2 事務局の事務のうち、幹事会及び総会にかかる議案の検討、協議会活動の円滑な推進について協議するため、事務局会議を設置する。
- 3 事務局会議は、会長、副会長、事務局、部会長により構成する。
- 4 事務局会議は、事務局長が招集する。
- 5 事務局会議で調整等を行うにあたって、第3項に規定する事務局会議構成員以外の会員の出席が必要な場合は、事務局長は、当該会員に対し、事務局会議への出席を求めることができるものとする。

(部会)

第14条 協議会内に、目的に沿って事業を具体的に進めるため部会を設ける場合は、幹事会の議を経て設置することができる。また部会を廃止する場合も同様とする。

- 2 部会の構成員、活動内容については幹事会の承認を得るものとする。
- 3 部会には部会長を1名、副部会長を1名以上置き、部会に属する会員の互選によりこれを定める。なお、第6条に規定する役員が部会長を兼任することは妨げない。
- 4 会員は前第1項のいずれかの部会に所属するものとする。
- 5 会長は、部会長に対し、部会活動について総会並びに幹事会に報告させることができる。

(会員の任務)

第15条 会員は、協議結果について、川下地区住民に理解を求めるよう努めるものとする。

(会員以外の参加)

第16条 会長もしくは部会長は、協議会の総会、幹事会、事務局会議、部会に、岩国市役所職員をはじめ関係団体、専門家をオブザーバーもしくはアドバイザーとして参加させることができるものとする。

(会費)

第17条 会員は、本協議会の事業および運営に必要な経費の一部を会費として納入することとする。

2 会員の年会費は1,000円とする。

但し、入会時の残期間が6ヶ月以上の場合は1,000円とし、6ヶ月未満の場合は500円とする。

3 年の中途退会において会費の返納はない。

(会計)

第18条 協議会の経費は、会費および助成金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。

(顧問・相談役)

第19条 本会に顧問・相談役を置くことができる

2 顧問・相談役は、本会の目的達成に必要な重要事項の諮問、相談に応じる。

3 顧問・相談役は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。

4 顧問・相談役の任期は、委嘱した会長の任期間とする。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会において協議し、総会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年3月4日から施行する。

2 平成21年6月14日、一部改正

3 平成22年7月 4日、一部改正

4 平成23年6月12日、一部改正

5 平成24年5月27日、一部改正

6 平成27年5月24日、一部改正